

議案第 4 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の推進のため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年岬町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合

にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 6 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。
- 4 令和 7 年 7 月 1 日から本条例施行日までの間における部分休業の承認については、第 2 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の第 1 号部分休業の承認があったものとみなす。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年岬町条例第3号）（第1条関係）

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年岬町条例第3号）（第1条関係）

新		旧
第1条～第14条（略） （介護休暇）	第1条～第14条（略） （介護休暇）	第1条～第14条（略） （介護休暇）
第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
第15条の2～第16条（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）	第15条の2～第16条（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）	第15条の2～第16条（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）
第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。	第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。	第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置	(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置	(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該	(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該	(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該

子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等) 第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) 第16条の4 (略) 以下 (略)
---	--

○職員の子育休休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）（第2条関係）

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の子育休休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条（これらの規定を育休休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育休休業法を実施するため、職員の子育休休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第16条（略） （部分休業をすることができない職員） 第17条 育休休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) 育休休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第18条 育休休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育休時間（以下「育休時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育休時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の子育休休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条（これらの規定を育休休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育休休業法を実施するため、職員の子育休休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第16条（略） （部分休業をすることができない職員） 第17条 育休休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。 （部分休業の承認） 第18条 部分休業（育休休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育休時間（以下「育休時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育休時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第2号部分休業の承認） 第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
（第2号部分休業の承認） 第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間） 第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間と基準として条例で定める時間） 第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間と基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分	（第2号部分休業の承認） 第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間） 第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間と基準として条例で定める時間） 第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間と基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

<u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間</u> (育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情) 第 1 8 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 1 9 条 職員が育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 1 6 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 2 0 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第 2 0 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。 以下 (略)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 1 9 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 1 6 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 2 0 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第 2 0 条 第 5 条の規定は、部分休業について準用する。 以下 (略)
--	--

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)の主な改正点

1. 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の施行にともない、部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について所要の措置を講じるもの。

2. 条例改正の内容

(1)子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2関係）

改正前、妊娠・出産の申し出のあった職員へは育児休業制度、3歳未満の子を育てる職員には育児に係る両立支援制度に関する情報提供等を当該職員へ行い、職員の意向確認の「措置を講じること」とされていたが、今般の改正により、改正後は職員への情報提供及び意向確認が「義務化」され、意向を確認した事項への配慮も求められることとなった。

(2)育児時間の多様化に係る関係規定の整備(職員の育児休業等に関する条例第18条関係)

■取得パターンの多様化

部分休業の取得について改正前は取得時間帯の制限があったが、改正後は取得時間帯の制限が撤廃され、より柔軟な部分休業が取得可能となった。

		制限		制限
改正前	1日につき2時間を越えない範囲内	勤務の始め、または終わりにおいて取得可能(制限あり)	1年に10日相当を越えない範囲内	取得時間帯の制限なし
改正後		取得時間帯制限の撤廃		

■名称の整理

取得パターンの多様化により部分休業の名称が整理された。

【改正前】名称	【改正後】名称	参考
「1日につき2時間を越えない範囲」の部分休業	第1号部分休業	恒常的な活用
「1年に10日相当を越えない範囲内」の部分休業	第2号部分休業	スポット的な活用

(3)その他

条項ずれ、字句修正の改正

3. 施行期日等

- ・令和7年10月1日から施行
- ・附則第2項は公布の日から施行(「2.条例改正の内容」、(1)の部分)